

簡易評価型プロポーザル提案書評価要領
(長岡市ワークシェアリング調査研究業務委託)

1. 目的

この要領は、簡易評価型プロポーザル方式により委託事業者を決定する場合における提案書の評価方法について、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 事業者の選考

- (1) 提案書の評価及び事業者の選考は、選考委員会を設置して行う。
- (2) 選考委員会の委員は別に定め、商工部産業立地・人材課が庶務を行う。
- (3) 選考委員会は、提案書の提出者かつプレゼンテーション参加者の中から、最も優秀で本市の要求にあった事業者1社を選考する。

3. 選考方法

- (1) 提案書の記述が要件を満たしていない者は失格とする。
- (2) 提案書のプレゼンテーションは、各事業者2人以内、準備・片付け各5分間、20分間の持ち時間で提案書に基づいたプレゼンテーションを行い、質疑応答を10分間行う。
- (3) 提案書の記述項目、プレゼンテーションの内容及びプレゼンターに関して、選考評価基準を基に各委員が採点する。
- (4) 各委員の評価点数を事業者毎に集計し、点数の最も高い事業者を最優秀者として決定する。
- (5) 評価点が同点となった場合は、各委員による無記名の選考投票で過半数を超えた事業者を最優秀者として決定する。1回目の投票で過半数を超える事業者がない場合は、最多投票者の事業者と次点の事業者で決選投票を行い、決定する。

4. 選考評価基準

| 評価項目 | 配点 |
|---|-------|
| 1 提案書の作り方（情報処理・資料作成能力） <ul style="list-style-type: none"> ・理解しやすい表現、簡潔・平明な文章 ・情報やデータの使い方、分析・処理の仕方 ・矛盾や飛躍がなく説得力のある論理構成 | 15 点 |
| 2 提案の内容（提案力・技術力） <ul style="list-style-type: none"> ・依頼者の考え方、条件、要望に沿った提案内容 ・具体的且つ実行性のある提案 ・構築するシステムのイメージが分かりやすく提示されているか ・求職者がシステムを利用しようと思うような魅力的な提案内容 ・市内企業の雇用情勢やワークシェアに関する知識、長岡市でのシステム運営に対する課題の認識 | 60 点 |
| 3 説明の仕方（伝達・コミュニケーション能力） <ul style="list-style-type: none"> ・丁寧で聞き取りやすい話し方 ・要領を得た説明 | 10 点 |
| 4 業務実施の的確性 <ul style="list-style-type: none"> ・類似業務の実績 ・提案を実施できる体制、合理的な作業手順やスケジュール ・見積金額の妥当性 | 15 点 |
| 総合評価（得点の合計） | 100 点 |